

第1日

令和6年12月5日（木）

午前10時零分開会

○議長（小島清人君） 皆様、おはようございます。

これより令和6年第5回朝倉市議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

なお、本日の出席議員は17名で、会議は成立いたします。

議事日程表をお開きください。本日の議事日程については、タブレットに掲載のとおりであります。御了承願います。

会期についてお諮りいたします。会期日程表をお開きください。本定例会の会期はあらかじめ議会運営委員会にもお諮りいたしました結果、本日から12月20日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（小島清人君） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月20日までの16日間と決定いたしました。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員に、

1 番日野泰信議員

2 番石井清治議員

を指名いたします。

次に、議案の上程を行います。

市長提案理由説明書をお開きください。

本日、市長から議案16件の送付を受けました。これらを一括上程し、市長に提案理由の説明を求めます。市長。

（市長登壇）

○市長（林 裕二君） おはようございます。本日ここに、令和6年第5回朝倉市議会定例会を招集いたしましたところ、皆様方には御多忙の中、お繰り合わせ御出席を賜り、厚くお礼申し上げます。

本定例会では、専決処分について2件、補正予算について2件、条例の一部改正について1件、工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更について3件、財産の取得について3件、市道路線の認定について1件、指定管理者の指定について4件、合計16件の議案を提案申し上げ、御審議をお願いする次第であります。

まず、第101号議案朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定に係る専決処分につきましては、子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令が公布され、令和6年10月1日から施行されることに伴い、朝倉市重度障害者医療費の支給に関する条例の一部を改正する

必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分いたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、第102号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第4号）に係る専決処分につきましては、令和6年10月27日投開票の第50回衆議院議員総選挙及び第26回最高裁判所裁判官国民審査が執行されることに伴い、これに要する経費について予算の補正を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をいたしましたので、同条第3項の規定により報告申し上げ、承認を求めるものであります。

次に、補正予算について説明申し上げます。

第103号議案令和6年度朝倉市一般会計補正予算（第5号）につきましては、朝倉市総合市民センター施設整備のための経費を補正するものでありまして、補正の額は歳入歳出それぞれ4,500万円を追加し、予算総額を456億8,869万5,000円といたしました。

それでは、歳出の主な内容について説明いたします。

教育費において、朝倉市総合市民センター第3駐車場拡張のため、既存施設の解体工事及び整備の実施設計に要する経費として4,500万円を計上いたしました。

次に、歳入の内容につきましては、歳出に伴う財源として、文化振興基金230万円、市債4,270万円を計上いたしました。

第104号議案令和6年度朝倉市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）につきましては、事業勘定におきまして、国民健康保険資格確認書等の作成及び封入封緘業務に係る経費の債務負担行為を、直営診療施設勘定におきまして、健診システム及び臨床検査連携システムの構築等業務に係る経費の債務負担行為をそれぞれ設定するものであります。

次に、第105号議案朝倉市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国または本市以外の地方公共団体等の要請に基づき、災害応急作業のため、本市以外の地方公共団体に派遣され、応急作業や応急作業のための災害状況の調査等を行う職員に対し、災害応急作業等従事手当を支給したいので、この条例を制定しようとするものであります。

次に、第106号議案工事請負契約の締結についての議決変更の一部変更につきましては、朝倉市新庁舎建設工事について、物価等の急激な変動により請負契約額を変更する必要があるため、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第107号議案及び第108号議案の工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更につきましては、農地改良復旧工事黒川地区、疣目口・元ノ目換地区及び宮園・馬場・北小路換地区について、工事設計の一部変更等により請負契約額を変更する必要があるため、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第109号議案財産の取得につきましては、菱野区自治会ほか個人13人から土地を

取得するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

第110号議案及び第111号議案の財産の取得につきましては、排水ユニット及びパソコンを取得するため、指名競争入札により購入の相手方を定めましたが、その者から購入するに当たり、朝倉市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に、第112号議案市道路線の認定につきましては、道路法第8条第1項の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、同条第2項の規定により議会の議決を求めるものであります。

最後に、第113号議案から第116号議案までの指定管理者の指定につきましては、朝倉市体育施設条例第12条の規定に基づき、朝倉市朝倉体育センターほか3施設の指定管理者を、朝倉市健康福祉館条例第10条第1項の規定に基づき、朝倉市健康福祉館の指定管理者を、朝倉市学童保育所条例第9条第1項の規定に基づき、金川学童保育所及び大福学童保育所の指定管理者を、並びに、朝倉市老人福祉センター条例第12条第1項の規定に基づき、朝倉市朝倉老人福祉センター及び朝倉市杷木老人福祉センターの指定管理者を指定するに当たり、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものであります。

以上、提案理由の概要を説明申し上げましたが、いずれも今後の市政推進上必要な案件でありますので、皆様方には十分なる御審議を賜り、御議決いただきますようお願い申し上げます。

(市長降壇)

○議長（小島清人君） 補足説明があれば承ります。総務部長。

○総務部長（梅田 功君） 市長の提案理由説明の中で、第106号議案の件名を工事請負契約の締結についての議決変更の一部変更と申し上げましたが、正しくは工事請負契約の締結についての議決内容の一部変更でございます。訂正を申し上げ、おわび申し上げます。

○議長（小島清人君） ほかになければ、以上で提案理由の説明は終わりました。

なお、ただいま提案されました議案の質疑は、11日の本会議において行います。

以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

次の本会議は10日午前10時から行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時12分散会